

事務連絡
令和2年11月26日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 特別区 |
| 保健所設置市 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

スライス加工した食肉の輸出にかかる食肉衛生証明書等の発行について（その3）

標記については、本年11月17日付け事務連絡「スライス加工した食肉の輸出にかかる食肉衛生証明書等の発行について」にて周知をお願いしたところですが、今般、ニュージーランド、オーストラリア及びブラジルについても要綱で定める食肉衛生証明書等により、スライス加工した牛肉を輸出することが可能であることを確認しましたので、関係者へ周知をお願いします。

【参考】

1. 現行の食肉衛生証明書等でスライス加工した食肉の輸出が可能である国・地域
アメリカ合衆国、カナダ、欧州連合（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む）、香港、シンガポール、メキシコ、ウルグアイ、ニュージーランド、オーストラリア及びブラジル
2. 該当する要綱
「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」
「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」
「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」
「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」
「香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱」
「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」
「メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱」

「ウルグアイ向け輸出食肉の取扱要綱」

「ニュージーランド向け輸出牛肉の取扱要綱」

「オーストラリア向け輸出食肉の取扱要綱」

「ブラジル向け輸出牛肉の取扱要綱」